

# 居宅介護支援 重要事項説明書

## 1 居宅介護支援サービスを提供する事業者

法人名	社会福祉法人清風会
代表者氏名	理事長 澤崎 貫太郎
所在地 (連絡先)	広島県安芸高田市吉田町竹原967番地 (0826)43-0611
法人設立年月日	昭和47年3月1日

## 2 居宅介護支援サービス提供を担当する事業所

事業所名称	居宅介護支援事業所かがやき
介護保険指定 事業者番号	令和5年4月1日指定 第3473600868号
事業所所在地	広島県安芸高田市向原町坂10287番地1
管理者氏名 (連絡先 相談担当者名)	主任介護支援専門員 竹本 泉 電話(0826)46-5500 FAX(0826)46-7142
通常の事業 の実施地域	安芸高田市全域

## 3 事業の目的及び運営方針

事業の目的	居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。
運営方針	利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行い、市、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

## 4 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで。ただし、12月30日から1月3日までを除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までです。ただし、緊急の場合はこの時間以外にも対応いたします。

## 5 事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	人 員
管 理 者	・職員の管理 ・業務の管理	1名（常勤、主任介護支援専門員が兼務）
介護支援専門員	・居宅サービス利用 計画の作成	3名（常勤3名、内1名は管理者を兼務）

## 6 提供する居宅介護支援サービスの料金

介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等で法定代理受領ができない場合は、国が定めた額の居宅介護支援費用を直接支払っていただく場合があります。

介護保険給付額		
居宅介護支援費用（Ⅰ）〈※特別地域加算対象地域〉	要介護1・2	12,490円
	要介護3・4・5	16,230円
＜加算＞		
特定事業所加算（Ⅲ）		3,230円
入院時情報連携加算（Ⅰ）		2,500円
入院時情報連携加算（Ⅱ）		2,000円
退院・退所加算（Ⅰ）イ		4,500円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ		6,000円
退院・退所加算（Ⅱ）イ		6,000円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ		7,500円
退院・退所加算（Ⅲ）		9,000円
通院時情報連携加算		500円
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,000円
ターミナルケアマネジメント加算		4,000円
初回加算		3,000円

＜減算＞		
運営基準減算（減算要件に該当した場合）	要介護 1・2	△ 6, 250円
	要介護 3・4・5	△ 8, 120円

## 7 その他の費用

交 通 費	<p>通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、通常の実施地域を越えた地点から実費を請求します。</p> <p>なお、自動車を使用した場合は、次の額を請求いたします。</p> <p>・路程1キロメートル当たり25円</p>
-------	--

## 8 サービス内容

- (1) 居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス利用計画書を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業所との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
- (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、おかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。
- (3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。そのため、複数の事業所の紹介や事業所をケアプランに位置づけた選定理由の説明を行います。また、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合は別紙のとおりです。
- (4) 居宅介護支援に当っては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (5) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業所等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して必要に応じ情報提供、説明等を行います。
- (7) 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の事業所の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた事業所の選定理由の説明を求めることができます。

## 9 医療機関との連携・主治医への連絡等

- (1) 利用者が入院された場合において、入院先医療機関との連携を強化するため、担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関へ伝達してください。また、担当介護支援専門員からは、医療機関が求める利用者の病歴や在宅での様子、緊急連絡先を情報提供します。

- (2) 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て医師等に意見を求めさせていただきます。その際、意見を求めた医師等に対して居宅サービス計画を交付します。
- (3) 事業所から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、介護支援専門員から主治医等に必要な情報伝達を行います。

## 10 市町への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町に届け出て、被保険者証に記載する必要がありますので、具体的な手続きは介護支援専門員に相談してください。

## 11 サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、必要事項を記録し、必要により利用者の確認を受けます。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「居宅サービス計画」の内容に沿って、サービス提供の状況、目的達成等を利用者に説明します。
- (3) 事業者は、記録等を利用終了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供します。

## 12 キャンセル等

- (1) 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供をキャンセルし又は中断する場合は、事前に次の連絡先までご連絡ください。  
連絡先（電話）：（0826）46-5500
- (2) 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記連絡先までご連絡ください。
- (3) 利用者は、一週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することができます。
- (4) 当事業所のサービス提供のキャンセル又は契約を解約する場合には、キャンセル料等は必要ありません。

## 13 サービス提供における事業者の義務

- (1) 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- (2) 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。
  - ・利用者の相談を受ける場所：事業所の相談室や利用者の居宅又は利用者の指定する場所
  - ・サービス担当者会議の開催場所：利用者の居宅
  - ・介護支援専門員の居宅訪問頻度：1回／月

## 14 虐待の防止

- (1) 虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。
  - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
  - ② 虐待の防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しています。
  - ④ 虐待の防止に関する担当者を選定しています。

- (2) 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報します。

## 1.5 衛生管理等

- (1) 従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めます。
- ① 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
  - ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施しています。

## 1.6 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 1.7 身体拘束等の禁止

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

## 1.8 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、速やかに主治医や家族への連絡等必要な措置を講じます。

## 1.9 守秘義務に対する対策

事業者、介護支援専門員又は従業者は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏えいしません。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 2.0 事故発生時の対応

サービス提供中に事故等が発生した場合、利用者の主治医、家族（緊急連絡先）、市町に連絡するなど必要な措置を講じます。

## 2.1 サービス提供に関する相談、苦情

事業者の窓口	所在地	広島県安芸高田市向原町坂10287番地1
	担当	居宅介護支援事業所かがやき 主任介護支援専門員 竹本 泉
	電話番号	(0826) 46-5500・46-7500
	F A X	(0826) 46-7142
	利用時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
安芸高田市福祉保健部 保険医療課	電話番号	(0826) 42-5618
	利用時間	月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時
広島県国民健康保険 団体連合会	電話番号	(082) 554-0783
	利用時間	月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
広島県社会福祉協議会	電話番号	(082) 254-3419
	利用時間	月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時00分

### (2) 処理体制・手順

主任介護支援専門員が相談又は苦情に応じます。

- ① 従業者が苦情を受けたときは、速やかに管理者に報告します。
- ② 管理者は苦情内容の確認及び調査を行い、原因を究明します。
- ③ 苦情の原因が利用者又は利用者の家族に起因する場合を除き、介護支援サービスに関する場合は、管理者が従業者に適切な介護支援サービスに努めるよう注意・指導を行うとともに必要な場合は研修を行います。
- ④ 施設・設備・備品に関する場合は、早急に改善するよう努めます。

2.2 重要事項の説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、利用者に対する説明を行いました。

事業者名称	社会福祉法人清風会
事業所名称	居宅介護支援事業所かがやき
所在地	広島県安芸高田市向原町坂10287番地1
説明者職氏名	介護支援専門員 <span style="float: right;">㊟</span>

令和 年 月 日

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明交付を受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	㊟
代理人	住所	
	氏名	㊟ (利用者との続柄 )

令和6年4月1日改正